

設計業務委託契約書(案)

設計業務名 静岡大学(大谷他)基幹・環境整備(運動場等)設計業務
委託報酬の額 金円也
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額金円也)

発注者 国立大学法人静岡大学 契約担当役 財務施設部長 松 元 淳 一 と 受注者 との間において、上記の設計業務について、上記の委託報酬の額で、次の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを実施する。

- 第1条 受注者は、別冊の設計業務仕様書に従い、設計業務を完了する。
- 第2条 設計業務は、において実施する。
- 第3条 設計業務の着手時期は、平成25年 月 日とする。
- 第4条 設計業務の完了期限は、平成25年9月27日とする。
- 第5条 契約保証金は、円を納付する。ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共事業履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金は免除する。
- 第6条 委託報酬(前払い金を含む)は、受注者の適法な請求に基づき2回に支払うものとする。
- 第7条 委託報酬については、金 円を前払金として前払するものとする。
この支払いは、請求書及び前払金保証事業会社の保証証書を受領した日から60日以内にするものとする。
- 第8条 業務完了通知書は、静岡大学財務施設部施設課に送付するものとする。
- 第9条 委託報酬の請求書は、静岡大学財務施設部施設課に送付するものとする。
- 第10条 この契約に関する訴えの管轄は、国立大学法人静岡大学所在地を管轄区域とする静岡地方裁判所とする。
- 第11条 この契約についての一般的約定事項は、別記の設計業務委託契約基準によるものとする。
- 第12条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者受注者間において協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年 月 日

発注者 静岡県静岡市駿河区大谷836
国立大学法人静岡大学
契約担当役
財務施設部長 松 元 淳 一

受注者